

環境人材育成コンソーシアム 会則

(名称)

第1条 本会は、環境人材育成コンソーシアム（英語名称：Environmental Consortium for Leadership Development (略称 EcoLeaD)）と称する。

(目的)

第2条 本会は、産官学民が連携し、日本及びアジアを中心とした持続可能な社会の構築をリードする環境人材の育成推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 情報交換、交流、協働の場づくり事業
- (2) 環境人材育成に係るプログラム構築事業
- (3) 環境人材育成情報等のインフラ構築事業
- (4) 環境人材育成に係る国際交流・協力事業
- (5) 環境人材育成に係る調査研究、情報発信、研修及び普及啓発事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は次の各号に定める正会員、NGO・NPO会員、個人会員、賛助会員、パートナー、賛同団体及び海外賛同団体で構成する。

- (1) 正会員は、学校法人・公立大学法人・国立大学法人（大学全体又は学部、学科若しくは研究科レベル）、株式会社及び有限会社とする。
- (2) NGO・NPO会員は、財団法人、社団法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人及び特定非営利活動法人とする。
- (3) 個人会員は、環境人材育成に関心を持つ教育関係者、学生、企業関係者、その他幹事会が認めた者とする。
- (4) 賛助会員は、コンソーシアムの事業を援助する法人等の会員とする。
- (5) パートナーは、国の府省とする。
- (6) 賛同団体は、地方公共団体とする。
- (7) 海外賛同団体 (International Partners) は、海外に拠点を持つ大学、NGO/NPO、国際機関、行政関係機関及び団体とする。

(総会)

第5条 本会は、原則として毎年1回、会員による総会を開催する。

2. 正会員の3分の1以上の請求があった時、又は幹事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会は、代表幹事が招集する。
4. 総会の議長は、総会に出席する正会員の中より選出する。

5. 総会は、委任状を含む会員の過半数かつ正会員の2分の1以上の出席により成立する。
6. 総会の議決は、出席者の過半数かつ正会員の2分の1の賛否により決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
7. その他総会の運営に必要な細則は、必要に応じて幹事会が別に定めるところによる。

(総会の審議事項)

第6条 総会は、正会員による最高決定機関であり、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の制定及び変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支計画
- (4) 事業報告及び収支報告
- (5) 本会の解散又は合併
- (6) その他総会の議決により必要とされた事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

代表幹事 1名

幹事 20名以内(幹事の2分の1以上を正会員から選任する)

監事 1名

事務局長 1名

2. 代表幹事は、本会を代表し、会務を総理する。幹事は、会務を掌握する。監事は会計を監査する。事務局長は、事務を掌握する。

(役員を選出)

第8条 本会の役員は総会において選出する。

2. 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第9条 幹事会は、本会の会則、事業計画及び収支計画並びに事業報告及び収支報告を審議し、総会に提案する。

2. 幹事会は、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する事項及び会員の懲戒について決定する。
3. 幹事会は、代表幹事が招集する。
4. 幹事会の議長は、代表幹事が務める。
5. 幹事会の議決は、役員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛否により決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会等)

第10条 本会は事業目的を達成するために、委員会、ワーキンググループ等を置くことができる。

2. 委員会、ワーキンググループ等の設置及び活動に必要な規程は、幹事会が決定する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は若干名とし、幹事会の議決により代表幹事が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営について意見を述べる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散又は合併)

第13条 本会は総会の決定により解散又は合併することができる。その手続は別に幹事会が定める。

2. 本会が解散の際に有する残余財産は、総会の議決をもって選定された公益法人に譲渡するものとする。

(本会則の変更)

第14条 本会の会則の変更は、幹事会の過半数又は正会員の5分の1以上の提案により総会において審議し、決定する。

(細則)

第15条 この会則に定めのない事項、必要な規程及びこの会則の施行について必要な事項は、幹事会で定める。

附則

1. 本会は平成23年3月7日をもって設立する。
2. 本会の設立当初の会計年度は、第12条の規程にかかわらず、平成23年3月7日より平成24年3月31日までとする。
3. 本会の役員については、第7条の規定に関わらず、別紙役員名簿のとおりとする。
4. 第1回総会の成立及び議決は、第5条の規定に関らず、正会員、NGO/NPO会員、及び個人会員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛否により決するところとする。

会費に関する附則

1. 本会の会員の会費(年額)は以下のとおりとする。

- (1) 正会員：10万円
- (2) NGO・NPO会員：3万円
- (3) 個人会員：1万円
- (4) 賛助会員の額については、代表幹事が決定する。

2. パートナー、賛同団体及び海外賛同団体(International Partners)については、会費を徴収しない。

事務局に関する附則

本会の事務局は、一般財団法人持続性推進機構に置く。

改定履歴

平成23年3月7日 制定

平成23年9月28日 一部改定

平成24年8月17日 一部改定

環境人材育成コンソーシアム 細則

(会員)

第1条 本会への入会を希望する団体（者）は、別に定める入会申込書を代表幹事に提出して申し込むものとする。

2. 会員は、本会の会則の附則に定める会費を毎年度納入しなければならない。会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

3. 会員で本会を退会しようとする団体（者）は、別に定める退会届を代表幹事に提出し、任意に退会することができる。

4. 会員が継続して1年以上会費を滞納した場合、本会の会則に違反した場合又は本会の名誉を毀損した場合は、幹事会の議決を経て会員の資格を失う。

5. 会則第4条（3）に規定する個人会員の入会に際しての幹事会の承認は、事務局長がこれを代行する。

(総会)

第2条 総会の開催に当たっては、予め書面又は電磁的記録（メール）で委任状を提出した会員又は議案に対して賛否を表明した会員は出席者と見なす。

2. 総会の議事には議事録を作成し、議事録には総会で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

(幹事会)

第3条 幹事会の開催に当たっては、予め書面又は電磁的記録（メール）で委任状を提出した役員又は議案に対して賛否を表明した役員は出席者と見なす。

2. 幹事会の議事には議事録を作成し、議事録には幹事会で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

3. 幹事会は必要に応じて電磁的記録（メール審議）により幹事会の決議を行うことができる。

(委員会等)

第4条 委員会及びワーキンググループの運営に必要な規程は、幹事会が決定する。

2. 委員会及びワーキンググループ委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

第5条 本会に対して、行事等の後援・協賛・賛助等の名義使用の承認を希望する者、図書等に推薦の名義使用の承認を希望する者は、別に定める書式の申請書を提出しなければならない。

2. 予め幹事会が指名した幹事（総務担当幹事）は、上記の申請の内容を審査し、本会が後援・協賛・賛助・推薦等の名義使用の承認をするに適切であると判断した場合は、これを承認する。

3. 事務局長は、本会の後援・協賛・賛助等の名義使用の承認を行った行事等について取りまとめ、総会に報告する。

附則

1. 本細則は、平成23年3月7日から施行する
2. 平成24年3月12日一部改定
3. 平成25年3月28日一部改定